○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の四の三）	第一章　総則（第一条―第三条の四の三）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節　小売電気事業	第一節　小売電気事業
第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）	第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）
第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）	第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）
第二節　一般送配電事業	第二節　一般送配電事業
第一款　事業の許可（第四条―第十六条）	第一款　事業の許可（第四条―第十六条）
第二款　業務（第十七条―第四十条の三）	第二款　業務（第十七条―第四十条の三）
第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）	第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）
第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）	第三節の二　配電事業（第四十五条の二―第四十五条の二の二十七）
第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）	第四節　特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）
第五節の五　系統整備回収金の回収等（第四十五条の二十一の十八―第四十五条の二十一の二十一）	（新設）
第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）	第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）
第七節　広域的運営	第七節　広域的運営
第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）	第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）
第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）	第二款　整備等計画（第四十五条の二十九―第四十五条の三十五）
第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）	第三款　供給計画（第四十六条―第四十七条）
第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）	第四款　災害等への対応（第四十七条の二―第四十七条の四）
第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）	第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の五―第四十七条の十）
第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）	第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供（第四十七条の十の二―第四十七条の十の四）